福岡県私立学校教育功労者表彰要綱

昭和４４年９月２５日福岡県告示第８６５号

（目的）

第１条　この告示は、教育、学術又は文化の振興に貢献し、功績顕著と認められる県内の私立学校（私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第４条第２号の規定により知事が所轄する学校をいう。以下同じ。）の設置者（法人にあってはその役員。以下同じ。）、教職員等について、その業績を表彰し、よって私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

（表彰の対象）

第２条　表彰は、次の各号の１に該当する者について知事が行なう。

１　私立学校の設置者で、２５年以上学校の経営又は教育に従事し、その功績顕著な年齢５５歳以上の者

２　私立学校の教育に３０年以上従事し、その功績顕著な年齢５５歳以上の者

３　私立学校の事務又は用務に３０年以上従事し、その功績顕著な年齢５５歳以上の者

４　私立学校の設置者又は教職員等で、教育、学術又は文化に関し、有益な研究、発明若しくは発見をし、又はその振興を図り、その功績顕著な者

５　私立学校の設置者又は教職員等で、その職務を遂行するにあたり死亡し、又は重度障がいとなった者

６　前各号に掲げる者のほか、表彰に値すると認められる者

（表彰の方法）

第３条　表彰は、表彰状を贈って行なう。この場合において、表彰状には、副賞を添えることがある。

（表彰の時期）

第４条　表彰は、原則として毎年文化の日（１１月３日）に行なう。ただし、特に必要があるときは、随時に行なう。

附　則

この告示は、公布の日（昭和４４年９月２５日）から施行する。

附　則

この告示は、公布の日（平成１９年１０月５日）から施行する。